

亀岡市告示第206号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、平成25年11月8日付けで亀岡市条例制定請求書の提出があり、同日受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

平成25年11月8日

亀岡市長 栗山正隆

1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

氏名	住所
池上 素子	省略
小倉 彩	省略
大江広一郎	省略
桑本 佳和	省略
豊田 覚司	省略
西本 好江	省略
野崎 真	省略
平井 知世	省略
向井 弓子	省略
八木 英敏	省略

2 請求の要旨

大規模スポーツ施設用地として使用予定の用地は、向こう50年にわたり無償提供されることになっています。事業が今後50年間の本市のまちづくりにとって、きわめて重要な取り組みであることは間違いありません。しかしながら、このような重要な事業について私たち市民の意見集約や合意が十分になされていないことは大変残念ですし、現状では将来のまちに対する市民としての責任を果たしているとも言えません。

そこで、私たち市民が、本市の将来についての責任を果たすためにはこの大きな事業についての意見表明をなすべきだと考えます。また、責任ある意見表明をなすためには、本事業が、本市にもたらすであろう利益と負担すべき費用についての情報が明らかにされる必要があります。

以上の理由により、本事業が本市にもたらすメリット・デメリットに関する情報を広く市民に公開し、その上で、当該用地買取と府への無償提供の可否を問う住民投票を求め、本条例の制定を請求します。